

札幌市税条例等の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例等の一部を改正する条例

（札幌市税条例の一部改正）

第1条 札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第19条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。
- (2) 第28条の3第14号中「及び第28条の6」を「、第28条の6及び第30条の2の3第1項」に改める。
- (3) 第30条第1項第1号中「この節」の次に「(第30条の2の3第1項を除く。)」を加える。
- (4) 第30条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号中「第317条の3の2第1項第3号」を「第317条の3の2第1項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。
 - (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
- (5) 第30条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定す

る」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号中「第317条の3の3第1項第3号」を「第317条の3の3第1項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(6) 第30条の2の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

(7) 第44条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(8) 附則第4条の6の2第1項中「令和13年度」を「令和15年度」に改め、同項第1号中「第12項」を「第17項」に改め、同条第3項中「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に改め、「特定取得」の次に「又は同条第14項に規定する特別特定取得」を加える。

(9) 附則第4条の11中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

(10) 附則第5条中「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

(11) 附則第5条の2中「平成34年1月31日」を「令和4年1月31日」に改める。

(12) 附則第5条の4及び附則第5条の5中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(13) 附則第5条の6第1項中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、「同条第1号に規定する第1種市街地再開発事業」の次に「(以下この項において「第1種市街地再開発事業」という。)」を加え、「掲げる」を「規定する」に改め、「都市再開発法第2条第1号に規定する」を削り、同条第3項中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第5項中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「掲げる」を「規定する」に改める。

(14) 附則第5条の7第1項、第3項及び第4項中「平成32年3月31日」

を「令和2年3月31日」に改め、同条第5項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第6項及び第7項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項、第11項及び第12項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同条第13項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改める。

(15)附則第5条の7の2第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同条第2項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改める。

(16)附則第5条の7の3第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(17)附則第5条の8中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(18)附則第6条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6号アの表(イ)の項中「法附則」を「附則」に、「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度である場合であつて、当該土地が平成30年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)第1条の規定による改正前の法(イにおいて「平成31年改正前の法」という。)第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和2年度」に改め、同号イの表(イ)の項中「法附則」を「附則」に、「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度である場合であつて、当該土地が平成30年度分の固定資産税について平成31年改正前の法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和2年度」に改め、同条第8号中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(19)附則第6条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項の表以外の部分中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

土地の区分	年度	価格
(1) 平成30年度に係る賦課期日に所在する土地（次号又は第3号に掲げる土地のいずれかに該当するに至った場合の当該土地を除く。）	令和元年度	当該土地に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
	令和2年度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
(2) 平成30年度に係る賦課期日に所在する土地（以下この表において「平成30年度の土地」という。）で令和元年度に係る賦課期日において法第349条第2項各号に掲げる事情があるため、平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税	令和元年度	当該平成30年度の土地の類似土地に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	令和2年度	当該平成30年度の土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

<p>上著しく均衡を失すると市長が認めるもの（次号に掲げる平成30年度の土地に該当するに至った場合の当該平成30年度の土地を除く。）</p>		
<p>(3) 平成30年度の土地で令和2年度に係る賦課期日において法第349条第2項各号に掲げる事情があるため、令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの</p>	<p>令和2年度</p>	<p>当該平成30年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>
<p>(4) 令和元年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（次号に掲げる土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。）</p>	<p>令和元年度</p>	<p>当該土地の類似土地に係る平成30年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>
	<p>令和2年度</p>	<p>当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ</p>

		た価格
(5) 令和元年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「令和元年度の土地」という。）で令和２年度に係る賦課期日において法第３４９条第２項各号に掲げる事情があるため、令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は本市を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認めるもの	令和２年度	当該令和元年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
(6) 令和２年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「令和２年度の土地」という。）	令和２年度	当該令和２年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

(20)附則第６条の２第２項中「平成３１年度分」を「令和元年度分」に、「平成３１年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成３１年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

- (21)附則第7条の前の見出し及び同条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項第2号及び第3号中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項第4号中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。
- (22)附則第7条の3第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中「平成31年度に」を「令和元年度に」に、「平成31年度の宅地等」を「令和元年度の宅地等」に、「平成32年度に」を「令和2年度に」に、「平成32年度の宅地等」を「令和2年度の宅地等」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。
- (23)附則第8条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。
- (24)附則第9条（見出しを含む。）及び附則第9条の2（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。
- (25)附則第10条の2第4項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「附則第15条第32項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第8項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第9項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第10項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第11項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第12項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。
- (26)附則第12条の前の見出し及び同条第1項から第5項までの規定、附則第12条の3第1項並びに附則第13条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。
- (27)附則第14条の3第1項中「法附則」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則」に、「当該軽自動車」が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規

定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第2項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

3, 900円	1, 000円
6, 900円	1, 800円
10, 800円	2, 700円
3, 800円	1, 000円
5, 000円	1, 300円

(28)附則第14条の3第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「三輪以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を加え、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

3, 900円	2, 000円
6, 900円	3, 500円
10, 800円	5, 400円
3, 800円	1, 900円
5, 000円	2, 500円

(29)附則第14条の3第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

3, 900円	3, 000円
6, 900円	5, 200円
10, 800円	8, 100円
3, 800円	2, 900円
5, 000円	3, 800円

(30)附則第15条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(31)附則第15条の2の2の2第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(32)附則第16条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(33)附則第21条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

(1) 附則第14条の3を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第14条の10第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(2) 附則第14条の3の次に次の8条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第14条の5 第69条の3の規定は、当分の間、軽自動車税の環境性能割については、適用しない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第14条の6 市長は、当分の間、第70条の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の7 市長は、当分の間、第70条の7の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとし

て市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の8 第70条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の9 市は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の10 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第70条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第70条の3第3号の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第70条の3第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の11 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ

る字句とする。

3, 900円	4, 600円
6, 900円	8, 200円
10, 800円	12, 900円
3, 800円	4, 500円
5, 000円	6, 000円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	1, 000円
6, 900円	1, 800円
10, 800円	2, 700円
3, 800円	1, 000円
5, 000円	1, 300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	2, 000円
6, 900円	3, 500円
10, 800円	5, 400円
3, 800円	1, 900円
5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900円	3, 000円
6, 900円	5, 200円
10, 800円	8, 100円
3, 800円	2, 900円
5, 000円	3, 800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号アの規定中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (3) 附則第15条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」の次に「の

種別割」を加える。

(札幌市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 札幌市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第24号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条中札幌市税条例附則第14条の3の見出し及び同条第1項を改め、同条を附則第14条の9とし、附則第14条の2の次に6条を加える改正規定を削る。
- (2) 附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。
- (3) 附則第2条第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第4項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。
- (4) 附則第5条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 札幌市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第29号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条のうち札幌市税条例第33条の5第1項の改正規定中「及び第8項」を「、第8項及び第10項」に改める。
- (2) 第1条中札幌市税条例第33条の5に3項を加える改正規定を次のように改める。

第33条の5に次の8項を加える。

- 7 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第9項において「申告書記載事項」という。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項

が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

9 第7項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した法施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法施行規則で定める事項を記載した申請書に法施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第10項前段

の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

14 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第12項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(3) 附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「及び第8項」を「、第8項及び第10項」に、「3項」を「8項」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

(4) 附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第5項中「第9項」を「第14項」に改める。

(5) 附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

(6) 附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条(第4号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中札幌市税条例第28条の3第14号、第30条第1項第1号、第30条の2の2(見出しを含む。)及び第30条の2の3(見出しを含む。)の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和2年1月1日

(3) 第1条中札幌市税条例第19条第1項第2号の改正規定及び次条第3項の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条中札幌市税条例附則第14条の3の次に8条を加える改正規定(附則第14条の11第5項に係る部分に限る。)及び同条例附則第15条第1項の改正規定(「第4項」を「第5項」に改める部分に限る。)並びに附則第3条第4項の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例(以下「令和2年新条例」という。)第30条の2の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき給与について提出する令和2年新条例第30条の2の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 令和2年新条例第30条の2の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同項に規定する公的年金等について提出する同項に規定する申告書について適用する。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例第19条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の札幌市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例（次項において「令和元年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 3 令和元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 4 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（理 由）

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について、住宅借入金等特別税額控除を拡充するとともに、子どもの貧困対策に係る非課税措置を新設するほか、軽自動車税について、環境性能割の税率を臨時的に軽減する等のため、本案を提出する。